

文教厚生常任委員会報告書

令和 7 年 6 月 10 日
委員長 古賀 誠視

文教厚生常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けておりました事項について、調査の概要を報告いたします。調査に際しましては、4月24日、5月2日に関係部課長等に出席を求め、委員会を開催いたしました。

保健福祉部

隣保館

資料記載事業について報告。

委員から、じんけん平和教室の実施回数を短縮する理由は、との問いに、令和6年度は6日間実施したものの、参加者が少なく、周知も3回行ったが効果は限定的であった。また、保護者からの「6日間は長い」という声もあり、後半のみの参加も見受けられた。このような状況を踏まえ、参加しやすさを考慮し、令和7年度は試行的に3日間の設定としたとのこと。

人権啓発事業の参加者数は一定の評価に値するものの、差別事象の実態を減少させる取組と並行していなければ、参加者数の増加が即座に人権意識の向上に結びつくとは言い切れないのではないかと、との問いに、住民の参加が伸び悩んでいる現状は、隣保館に限らず人権関連事業全体の共通する課題であると認識している。今後は、未参加者への効果的な周知や地域への積極的な働きかけを通じて、より多くの住民の参加を促していきたいとのこと。

福祉課

資料記載事業について報告。

令和7年度から、生活支援体制整備事業及び日本赤十字社事業が、健康介護課から福祉課に事務移管したと報告がありました。

委員から、住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金申請におけるスーパーファストパスの課題は、との問いに、スーパーファストパスは今回134世帯への支給となり、全体の約2%にとどまった。初めての取組であったため、周知や細かな対応が十分でなかった点が課題である。今後も継続して実施することで、今回ファストパス等でLINE申請を行った世帯に対しては、より円滑に申請できるような周知が可能となり、徐々に利用の拡大が見込まれるとのこと。

市長の施政方針において、「障がい者自身の高齢化や親なき後の生活、精神保健分野の相談の複雑化・多様化など、ソーシャルワーカーを中心とした体制であらゆる相談に対応できるよう障がい者基幹相談支援センターの設置を検討」と明記されているが、その目的、設置時期、体制及び財源は、との問いに、障がい者やその家族の高齢化、家庭状況の複雑化等を背景に、既存の古賀市障がい者生活支援センター「咲」の相談支援体制だけでは対応が困難になってきたことから、地域の支援体制を強化すべく設置を検討している。国の制度改正により令和8年度末までの設置が努力義務とされており、本市でも令和8年度中の開設をめざす。体制についてはソーシャルワーカーの配置を必須とし、専門職の確保も検討中である。財源は交付税措置や国・県補助金の活用を予定している。委託先や設置場所については今後検討を進めるとのこと。

健康介護課

資料記載事業について報告。

令和7年度から、鍼灸施術料の助成及び紙おむつの給付等が、福祉課から健康介護課に、70歳おでかけバス事業が、経営戦略課から健康介護課に事務移管したと報告がありました。

委員から、70歳おでかけバス事業の事務移管の理由は、との問いに、令和7年度予算編成にあたり、公共交通のバス利用促進事業はこれまで経営戦略課が担当してきた。児童向けの通学定期券購入補助事業が新たに開始されることに伴い、高齢者向けのおでかけバス事業を保健福祉部に移管することにより、市民への分かりやすい発信につながると判断したためであるとのこと。

ヘルスアップぷらんにおける野菜摂取率の向上に関する取組は、との問いに、令和6年度大人版健康チャレンジ10か条をリニューアルし、子ども版も新たに作成して小中学校に配布した。給食センターの栄養教諭等と連携して動画や給食だよりを活用した啓発も行っており、今後も取組を強化していく方針である。また、食生活改善推進員が地域の保育所や学校に出向き、野菜摂取の推進に努めているとのこと。

骨密度測定や福工大が開発したタブレットを用いた生活習慣調査について、追跡が可能な仕組みが整えられているか、との問いに、個人の生年月日とふりがなによりIDを付番し、中学生においても個人が紐づけられるようにしているとのことである。両調査とも同様のIDを用いており、個人ごとの追跡が可能となるよう配慮しているとのこと。

子ども家庭センター

資料記載事業について報告。

保育・手当係より、こども誰でも通園制度は令和7年7月の開始を予定しており、現時点では6か所の施設において、認可等の手続きを進めていると報告がありました。

委員から、ミニつどいの広場について、仕事に復帰する保護者が増えており、参加者が年々減少しているように思われるが、この取組は孤独な子育ての防止にとって非常に有意義である。周知や取組状況はどうか、との問いに、ミニつどいの広場は、子育てブック等を通じて年間の実施回数や実施日について周知を行っているとのこと。

病児保育で受入れを断った件数は381件であり、病児保育の充実は、古賀市で安心して子どもを育てながら働くことができるという一つの付加価値になるため、引き続き研究・調査していただきたい、との意見に、病児保育の受入れについては、常時困難な状況ではないが、インフルエンザ等の感染症流行期には対応が困難となっている。受入れ枠の拡大は医師確保や施設スペースの問題があるため、近隣自治体との連携を含めた広域的な対応を行っていきたいとのこと。

こども誰でも通園制度について、受入れ施設における拡充や面積基準を満たすために新たな初期投資が必要となるのか、また、正式な利用料金はいくらか、との問いに、保育士の増員や施設整備は予定しておらず、既存の体制で対応してもらおう。なお、利用料金については、1時間あたり300円を基本としているが、最終的には各施設が設定するとのこと。

教育部

教育部

令和7年度古賀市教育行政の目標と主要施策について報告がありました。

委員から、第3期古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性と、基本的施策を5つに絞った理由は、との問いに、古賀市教育行政の目標と主要施策は、第5次古賀市総合計画に即した古賀市教育大綱と連動しており、毎年度教育委員会が策定している。まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標にも

則った形で、目標数値などを記載している。総合戦略の基本的施策は「教育環境の充実」というカテゴリーに基づいており、35人以下学級の継続や中学校における少人数学級の推進、人的配置の充実、ICT教育、学校の長寿命化計画など、ハード・ソフト両面から教育環境に関わる5つの施策を示している。これらの施策を通じて教育環境を整えることで、「選ばれる古賀市」の実現をめざしているとのこと。

教育総務課

資料記載事業について報告。

委員から、古賀西小学校の通級指導教室の設置、特別支援学級増設に伴う既存教室の間仕切り及び古賀中学校の多目的ホールの普通教室への改修について、生徒数の推移や支援学級の児童生徒の確定に関し、学校教育課とどのように連携しているのか、との問いに、学校教育課が作成する統計値をもとに、常に情報提供を受けつつ学級数の推移を確認している。特別支援学級の配置については、指導係から情報を得ており、転出入による影響が大きい2月・3月には特に密に連携して対応しているとのこと。

体育館のエアコン設置について、3年かけて市内11小中学校に整備する方針が示されたが、令和7年度以降の着手順と完了時期は、との問いに、令和7年度は古賀東中、小野小、花鶴小の3校、令和8年度は古賀中、古賀北中、青柳小、古賀東小の4校の整備を予定している。残る古賀西小、千鳥小、花見小、舞の里小についても令和9年度までに整備を完了させたいとのこと。

学校教育課

資料記載事業について報告。

学事係より、これまで試行実施していた水泳授業の民間委託について、令和7年度より新たに1社の委託事業者を加え、本格実施を開始し、実施期間は4月中旬から12月中旬までを予定していると報告がありました。

委員から、通学者定期券購入補助金について、入学式で説明がなかったが、実施と周知はどうか、との問いに、補助金は小野小、青柳小に限定して実施しており、4月に教育委員会へ提出し内容を精査のうえ、ホームページに公開済みである。保護者へは安心・安全メールで通知しているとのこと。

特別支援学級の児童生徒の増加に伴い、人的配置や教室など施設面での課題が大きくなっているが、今後の特別支援教育やインクルーシブ教育の進め方は、との問いに、古賀市では県内に先駆けて通級指導教室の自校方式を進めている。これがインクルーシブ教育に最も近い形であり、最良の方法であるとともに先進的な取組を行っている認識しているとのこと。

青少年育成課

資料記載事業について報告。

委員から、放課後子ども教室における各広場のスタッフ人数や待遇は、との問いに、ボランティアを基本とした事業であり、スタッフは各広場に1名のコーディネーターのほか、3～20名程度が登録し、当番制で活動している。謝金は役割に応じて時給500～800円である。また、年2回の研修会や3回の協議会、広場間の交流事業を実施しており、トラブル時は各校区で対応し、必要に応じて市が調整に入っているとのこと。委員からは、責任の重い活動に見合ったスタッフへの支援体制の強化を求める意見が出されました。

生涯学習推進課

資料記載事業について報告。

委員から、古賀北中学校の地域開放について、令和6年度の地域開放室の利用稼働率はどのような状

況か、との問いに、利用状況としては、子育てサロンによる月1回の利用や猫の譲渡会、学校法人による通信教育で年間35回の利用があった。また、多目的ホールでは卓球などの利用があったとのこと。

部活動の地域移行に伴い、指導者と保護者間等でトラブルが発生した場合の生涯学習推進課の関わり方や、生徒・保護者・地域住民への周知方法は、との問いに、保護者間や指導者とのトラブル、保護者からの要望等については、基本的にコーディネーターが対処する予定である。コーディネーターが配置されるまでは、生涯学習推進課が対応を行う。周知については、広報やホームページ、学校を通じた保護者や教員への説明など、複数の方法を用いて行う予定であるとのこと。

クロスパルこがの指定管理期間について、5年への延長を検討している理由や決定時期、市民体育館の整備との関係は、との問いに、公共施設等総合管理計画やアクションプランとの整合性を図るため、3年単位での検証を行ってきた。現在は5年への延長も含め検討中であり、7月の文教厚生委員会で説明予定である。市民体育館については、スポーツ推進審議会に基本設計部会を設置し、必要な設備や概算費用の検討を進めている。現行施設の2割削減方針を踏まえつつ、観覧席設置など市民ニーズに応える設備を検討する。また、大規模大会の開催にあたっては、市民体育館とクロスパルこがの機能分担を図り、利用料や設備面については今後指定管理者と協議していく方針であるとのこと。

文化課

資料記載事業について報告。

委員から、歴史資料館事業について、毎年12月に開催されていた「戦争とくらし」を日程変更した理由と新たな取組は、との問いに、企画展「戦争とくらし」は、終戦80年を記念し、例年12月に実施していた同展示を夏季に前倒しして開催するものである。子どもから高齢者まで広く来館を促し、平和について考える機会とすることを目的とする。子どもれきし体験パスポートにおいて企画展に関連したクイズを出題したり、図書館での戦争と平和に関する書籍の特集展示など、関連事業も連携して実施し、平和の視点から自らに何ができるかを考える契機となるよう工夫を凝らした構成を予定しているとのこと。

市史編さん室の体制、スケジュール、記念誌との関係は、との問いに、市史編さん室は3名体制で、令和7年度は構想策定・編集方針の決定後、執筆依頼に着手し、令和9年度の刊行をめざしている。記念誌は市制施行30周年の節目として、「古賀市うるわし」の続編をめざしており、まちづくりや生涯学習に資する簡潔で読みやすい内容とする。一方で、本格的な市史については、地域の政治・経済・文化を網羅するものとして、令和29年（市制施行50周年）での刊行をめざす。資料収集・整理・電子化等については、今後の市史編さんに向けて着実に取り組む。市民共有の財産として後世に伝えるべく、資料の適正な保存に努めたいとのこと。

学校給食センター

資料記載事業について報告。

食器洗浄機更新工事への対応、給食食器変更の進捗状況について報告がありました。

委員から、学校給食における農産物について、令和6年1月以降、古賀市産米の使用が確認されていないが、その理由は、との問いに、古賀市産米は供給が困難となり、令和5年12月以降は粕屋産米を使用していたが、現在は粕屋産も厳しく、福岡県産米へ切り替えている。週3回の米飯給食は継続の方針である。また、地元農産物の使用割合は米を除けば約8%であるが、これは年間約8トンに相当し、数年前に比べて改善している。今後も農業者と連携し、可能な限り使用割合の向上をめざして取り組んでいきたいとのこと。

資料によれば、6月に条例案を議会へ上程し、9月に給食費の公会計化を実施するとされているが、予

算審査の段階では、段階的に実施を進め、令和 8 年度に完全実施をめざすとの答弁がなされていた。この点との関連は、との問いに、まずは学校を通じて市が給食費を受け入れる体制を整備し、教職員の労力軽減を目的とした本来の完全実施に向けて準備を進める。令和 8 年度からは保護者から直接市へ納付する方式を導入し、完全実施とする見込みである。なお、システム改修費等の関連経費については、無償化の議論との整合性を図る必要があり、現時点では補正予算にて対応予定であるとのこと。

最後に、5 月 2 日に古賀東中学校に「大規模改造工事の令和 6 年度工事の完了について」の視察を行いました。

以上、議会閉会中の所管事務調査報告を終わります。